確　　認　　書

熊谷市農業委員会長　あて

　今般の農地法３条申請に伴う農地の取得に際し次の事項を確認しました。

□　農地法３条の趣旨を理解し、取得地について不動産の投機目的ではなく、耕作の用に供すること

□　農地取得後については、農地取得者が主体となって耕作をすること

□　近隣農地所有者及び地域の農業上の取り決め等があるか確認し、トラブルとならないよう事前の意思疎通を十分に行うこと

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地目 | 取得面積合計 |
| 他　　筆 | 田 | ㎡ |
| 他　　筆 | 畑 | ㎡ |

　申請者（譲受人）

　　　　　　住　　所

　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署）